

《ひとり親家庭等への支援》

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護
養育している父母又は養育者に支給されます。 ※所得制限あり。

問合せ先 こども福祉課
TEL 0299-90-1205

ひとり親家庭の医療費助成

通称【ひとり親家庭マル福】

対象者 (1)～(3)の子を監護・養育している配偶者のいない方(父母以外も含む)とその子
(各年齢に達した3月31日まで)

- (1)18歳未満の児童
- (2)20歳未満の障害者
- (3)20歳未満の高校在学者(高専4年以上と通信課程は除く)

※この制度には所得制限があります。
所得制限により該当しない方はひとり親家庭(市の制度・神福)の対象となります。

利用方法 **県内の医療機関で受診の場合**
県内の医療機関においてマル福受給証・保険証を提示し、自己負担金をお支払いください。

県外の医療機関で受診の場合
医療機関において保険診療の一部負担を支払い、領収書(氏名・保険点数が記載されている
領収書または保険適用分と自費分が明示されている領収書)、受給者証、保険証、口座がわか
るものを持参し申請すると、後日自己負担分を除いた額が支給されます。

手続きに必要なもの

- 健康保険証 マイナンバーのわかるもの(保護者等、お子さん分)
- ひとり親家庭であることが確認できる書類(戸籍謄本など)
- 保護者名義の口座が分かるもの
※転入の場合は所得証明書または、所得照会の同意書が必要です。

自己負担

- 外来… ひとつの病院につき、1日600円まで(ひと月2回まで負担。
同じ病院に3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし。)
- 入院… ひとつの病院につき、1日300円まで(ひと月上限3,000円)
※院外処方での薬代(保険診療額)の自己負担はありません。

問合せ先 国保年金課 TEL 0299-90-1143

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭のみなさんが抱えている生活上の問題についての相談を
受け、自立に必要な情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。

問合せ先 こども福祉課
TEL 0299-90-1205

神栖市母子寡婦福祉会

一人親家庭の会です。シングル世帯同士、遠足に行ったり、レクリエーションをしたり、クリスマス会やいちご狩り
などを行っています。又会員同士、諸制度について話し合いながら、親睦を図っています。さらに、茨城県母子寡婦
福祉連合会では、小口資金の融資を始め、茨城県親子ふれあい研修事業・茨城県母子家庭等日常生活支援事業(乳
幼児の世話、食事や身の回りの世話、買い物など)があります。お困りの際は、福祉会に声を掛けてください。

問合せ先 神栖市社会福祉協議会 波崎支所 TEL 0479-48-0294

※相談内容に合わせて会代表へおつなぎします。